

下水道事業課

下水道事業課の取組

総 括

(1) 防災・減災、国土強靱化の取組の推進について

(2) 予算制度に関する変更点、留意点等について

- 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分方針について
- 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について
- 3) 予備費の執行について
- 4) 国庫補助事業の適正な執行について

(1)防災・減災、国土強靱化の取組の推進について

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

(R2.12.11 閣議決定)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

5か年加速化対策(下水道関係)の一覧

対策名	対策内容	中長期的な数値目標	目標設定時 (R元年度)	現状 (R4年度)	5年後の 達成目標 (R7年度)
流域治水対策 (下水道)	雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減	浸水実績地区等(雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha)における下水道による浸水対策達成率	約60%	約66%	約70%
下水道施設の 地震対策	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減	重要施設に係る下水道管路(耐震化が必要な下水道管路約16,000km)の耐震化率	約52%	約57%	約64%
		重要施設に係る下水処理場等(耐震化が必要な下水処理場等約1,500箇所)の耐震化率	約38%	約47%	約54%
下水道施設の老朽化対策	老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止	計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路(令和元年度時点:約400km)のうち、対策を完了した延長の割合	0%	約63%	100%

(2) 予算制度に関する変更点、留意点等について

1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分方針について

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成28年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図られたい。

▼下水道事業における重点配分項目(下線部:令和7年度予算における見直し項目)

【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(污水处理施設整備が概成していない団体^{※1}に限る)
- ②PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる^{※2}下水道事業
- ③コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

(注)公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

【防災・安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る。)
- ②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業
 - ・「上下水道耐震化計画」に基づく地震対策
 - ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものであって、令和6年度までに策定された下水道総合地震対策計画に基づく事業に限る)
 - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)
- ③温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化事業
 - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
 - ・「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業
- ④コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

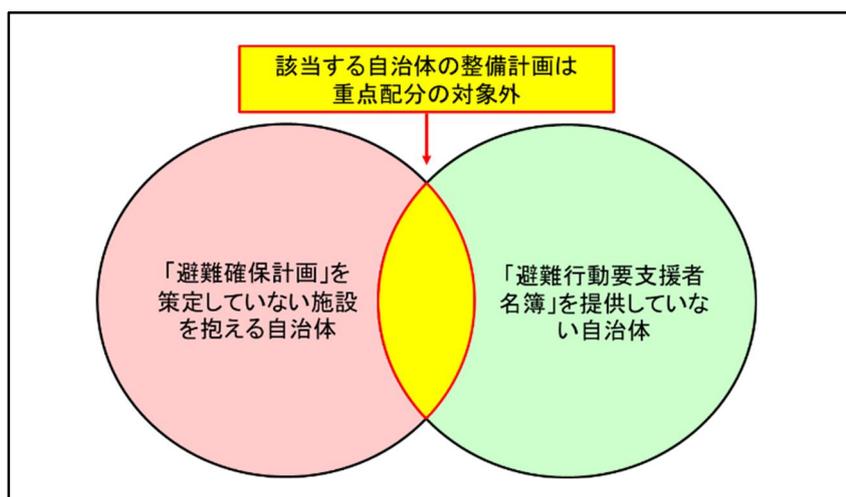
※1 市町村毎の污水处理人口普及率(最新の公表値)が95%以上の団体とする。
(流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で污水处理人口普及率が95%以上の場合概成として扱う)

※2 PPP/PFI等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外
(PPP/PFIで実施する処理場の改築等)

(参考) 重点配分の要件について

(1) 令和7年度以降の予算において、「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市区町村」が交付対象である要素事業は、重点計画内の事業である場合も原則として、重点配分の対象外となっている。

(2) 防災・安全交付金においては、(1)の要件に加えて、令和5年度以降、砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が策定主体に含まれる整備計画は、全て、重点配分の対象外となっている。



本措置により重点配分の対象外となる自治体の範囲

ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(2)の運用の対象外とする。

2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

本要件の詳細については、次頁及び「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和7年4月1日 国水下第65号)を確認されたい。

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたって要件等の運用について」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI手法の導入原則化
人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)の導入を原則化。
- (4) 公営企業会計の適用に係る要件化
人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体*においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- (5) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化
公営企業会計の導入済の地方公共団体*において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- (6) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化
すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。
- (7) PPP/PFIの導入に関する民間提案の採用検討の要件化
人口10万人以上の地方公共団体等において、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、事業見通しを公表した上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、検討の上、適切な提案は採用することを要件化。

・(1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(6)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道事業課まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

・(7)については、国庫補助要望を行う年度(以下、要望年度)の4月1日までに、民間提案の受付窓口の設置と事業見通しの公表を行うこと、また、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を要望年度の6月30日までに受領し、検討の結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、要望年度の9月30日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道事業課まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

※災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。

なお、管路施設の改築については、令和9年度以降、以下の2つの要件がかかることになるため、留意されたい。

- ・污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。（「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)」より）
- ・令和9年度以降、管路施設の改築については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていること。（「下水道施設の改築について(令和 4.4.1 国水下事第 67 号下水道事業課長通知)」より）

3) 予備費の執行について

本年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、地方公共団体が施行する下水道管路の復旧に向けた改築及び調査・緊急改築に要する経費として、予備費の使用が令和7年3月18日に閣議決定されたところである。

予備費の実施要綱については、同日に各地方公共団体に周知したところであるが、一刻も早い着手と予備費の執行が求められるため、遺漏なきよう注意されたい。

(参考) 予備費使用決定額

○埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた対応

(1) 緊急下水道管路改築事業

☐ 国費 4,500 百万円

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故について、埼玉県による下水道管路の早期復旧に向けた改築を実施。

(2) 大規模下水道管路特別重点調査等事業

☐ 国費 9,891 百万円

埼玉県八潮市における道路陥没事故と同様の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、全国で、大口径かつ古い下水道管路を対象とした調査を行うとともに、調査結果を踏まえ緊急改築を実施。

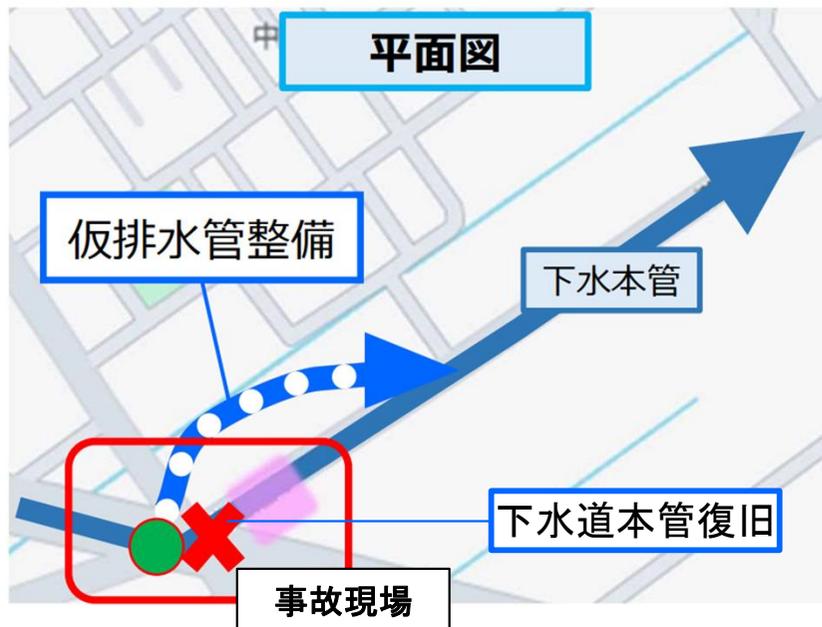
(1)緊急下水道管路改築事業

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故について、埼玉県による下水道管路の早期復旧に向けた改築を実施。

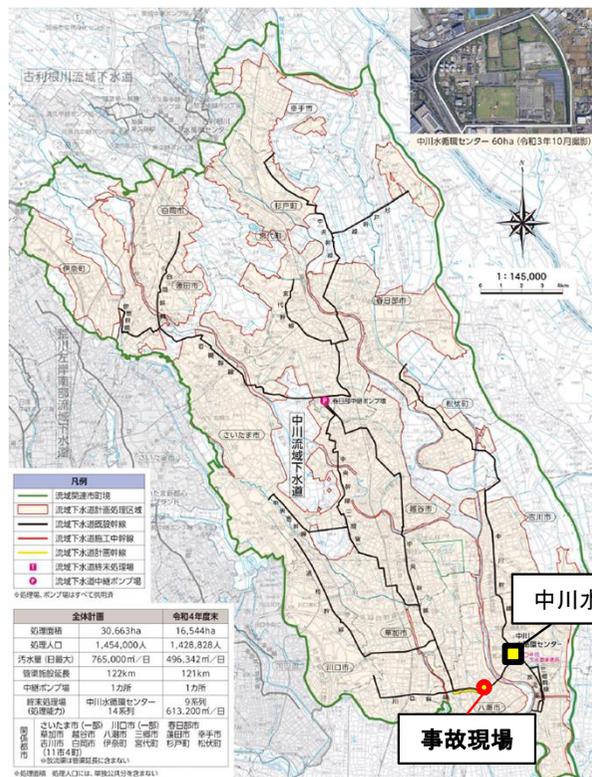
実施内容

埼玉県八潮市における下水道管路の復旧として、

- ・仮排水管の整備
- ・破損した下水道本管の復旧工事 等を実施

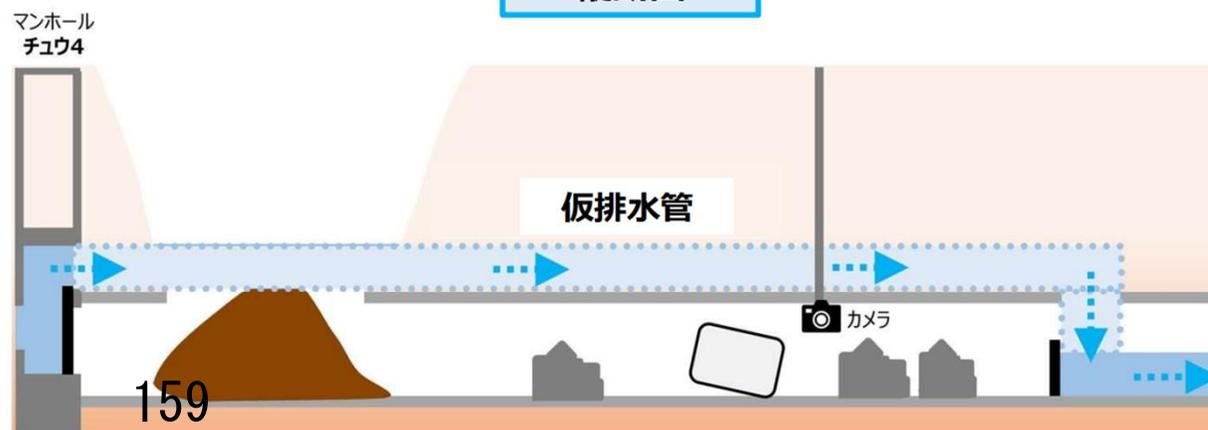


現場状況 (3月17日撮影)



事故現場位置図

縦断図



出典: 第3回埼玉県災害対策本部会議(令和7年3月3日)(平面図については国土交通省において一部加筆)

(2)大規模下水道管路特別重点調査等事業

八潮市における道路陥没事故と同様の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、全国で、大口径かつ古い下水道管路を対象とした調査を行うとともに、調査結果を踏まえ緊急改築を実施。

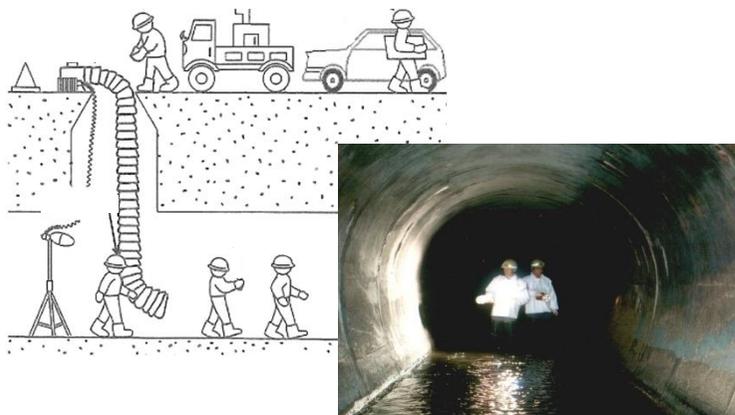
実施内容

平成6年度以前に設置された口径2m以上の下水道管路について、

- 潜行目視調査、テレビカメラによる調査に加え、地盤空洞調査など、新たな技術的方法を積極的に導入し、調査を実施
- 調査の結果を踏まえ、緊急改築を実施

調査の実施イメージ

潜行目視調査



調査員が管渠に入り、劣化状況を調査

テレビカメラによる調査



自走式



飛行式



水上走行式

調査員が管渠内に入ることが不可能な場合に自走式カメラやドローン等を用いて、劣化状況を調査

緊急的な改築の実施イメージ

例) 更生工法



特殊な部材により既設管渠の内面を被覆

4)国庫補助事業の適正な執行について

今般、令和5年度の社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）において、工事の契約書・検査調書の偽造や未竣工工事（繰越事務手続きをとることなく年度経過後も引き続き工事を施行）といった不適正な事務処理が確認されたところです。さらに、同自治体に関する令和4年度以前の国庫補助事業についても調査を行ったところ、交付対象外の事業への交付金の充当や、関係書類の偽造等の不適正な事務処理が複数確認されました。

各自治体においては、日頃より水道・下水道事業に係る国庫補助事業の適正な執行に努めていただいているところではありますが、今般の事案に留意の上、工事等の進捗管理や事務手続きを適切に行う等、引き続き適正な執行をお願いします。

<参考>

水道・下水道事業に係る国庫補助事業の適正な執行について（令和7年3月31日付事務連絡）